

過誤申立について

1. 事務処理の概要

(1) サービス事業所等は、「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」に請求明細書が、返戻（保留）でないことを確認して、利用者の保険者（大阪市は区役所）又は福祉事務所（生活保護単独の場合）に過誤申立を依頼してください。

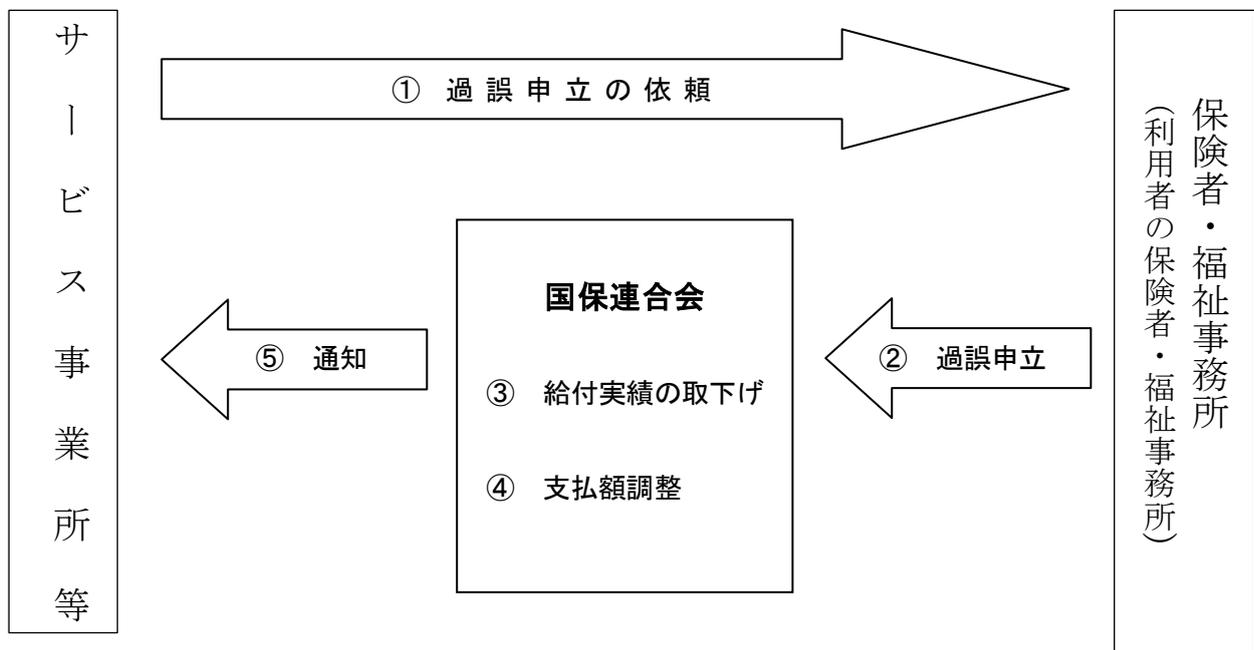
※受付窓口は各保険者、福祉事務所となっておりますので国保連合会でサービス事業所等からの直接の受付は行っていません。

(2) 保険者又は福祉事務所（以下「保険者等」という。）は、サービス事業所等から過誤申出のあった利用者の給付実績の確認をして「過誤申立書」情報を国保連合会に提出します。

(3) 国保連合会は、保険者等から提出された「過誤申立書」情報に基づき、当該給付実績の取下げ処理を行います。

(4) 審査支払の通常分（当月請求分）と合せて支払額の調整を行います。

(5) 調整結果を「介護給付費過誤決定通知書」でサービス事業所等へ通知します。



2. 過誤の種類

①同月過誤

過誤処理と同一月に再請求を行い、過誤処理によるマイナス額と再請求によるプラスとの差額調整の上、支払額を決定します。

※注意点

- ・同月過誤取下げの申立の場合は、保険者等に必ず《同月過誤》の旨を申し出てください。
- ・「介護給付費過誤決定通知書」を未確認での再請求となりますので、過誤処理月より早く再請求されますと重複請求となり返戻になりますので、再請求可能な月を保険者等で必ず確認してください。
- ・過誤処理月に再請求されないと通常過誤と同じ取扱いになりますので、支払決定額が過払いになった場合は、返納依頼をさせていただくことになります。

※返納依頼は一括払いとなっております、分割での取扱いは行っておりません。

②通常過誤

給付実績の取下げ処理のみ行い、「介護給付費過誤決定通知書」確認後に再請求を行います。

※同月過誤、通常過誤の取り扱い及び締め切り日等につきましては、保険者等にお問い合わせ下さい。

【 注意 】

同月・通常共に過誤される際は、過誤と給付管理票の修正は、同じ審査月にできません。加算の付け忘れ等で給付費が上がる過誤をされる際は、必ず給付管理票の修正を行った翌月に過誤の申立及び再請求をお願いします。もし先に過誤をしたり、同月に給付管理票の修正をされると全件返戻（エラー）対象となる場合がありますのでご注意ください。

3. 過誤申立書について

過誤申立書の様式等、提出書類につきましては、保険者等にご確認をお願いします。

例) ①介護給付費過誤申立書

②介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書

※過誤申立の受付は保険者等になっておりますので様式番号、申立事由番号については保険者等にご確認をお願いします。

※過誤申立件数が多い場合、当月請求額を上回り過払いが発生し返納依頼をさせていただくこととなりますので数回に分けるなど保険者等とご相談をしていただくようお願いいたします。